

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく 前払式支払手段の払戻しの公告

当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので期間内に申出をお願い致します。

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社メディウムジャパン

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

〈TVカード〉

国立病院機構宇都宮病院・江戸川メディケア病院

国立病院機構三重中央医療センター・いすゞ病院

広瀬病院・桐生厚生総合病院・今里胃腸病院

中間市立病院・玉名地域保健医療センター

千葉市立青葉病院・JCHO金沢病院・NTT西日本東海病院

こうのす共生病院・南ヶ丘病院・道仁会道仁病院

島根県立中央病院・大阪社会医療センター附属病院

高木整形外科内科・可児とうとう病院

国保川崎病院

○払戻し申出期間 **令和4年8月1日から令和4年9月30日**

※当該申出期間内に申出をしなかった保有者は払戻しの手続きから除斥されます。

○問合せ先

〒460-0007

愛知県名古屋市中区新栄一丁目4番14号

電話 0120-89-8778

株式会社メディウムジャパン コールセンター

令和4年8月1日

株式会社メディウムジャパン